

自転車の通行ルール



① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

② 普通自転車が歩道を通行できる場合



- ・ 道路標識等で通行が認められている場合
- ・ 運転者が、13歳未満の子供
70歳以上の高齢者
からだの不自由な人

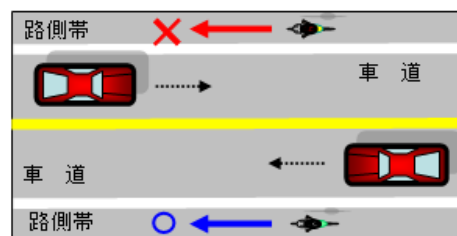
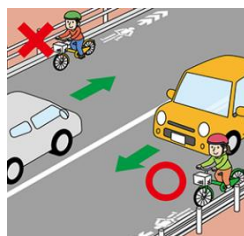
である場合

- ・ 道路の状況から車道を通行することが
危険である場合

※歩道を通行する場合は歩行者優先で、
車道寄りを徐行

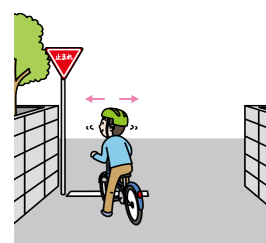
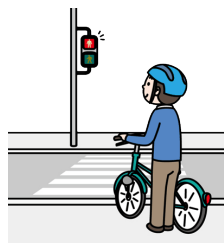


③ 車道、路側帯は 左側を通行



④ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- ・ 信号に従って通行
- ・ 一時停止場所では必ず一時停止
- ・ 見とおしの悪い交差点では徐行し、
しっかりと左右の安全確認



悪質・危険な自転車利用者の取締りを強化しています！
交通ルールを守り、安全運転をお願いします。
自転車の死亡事故では、頭部が致命傷となるケースが多いこと
からヘルメットを被りましょう。

県警ホームページ



自転車の通行ルール